

議 会 運 営 委 員 会

令和3年3月1日(月)

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委員〕 笹田委員長、川上副委員長、三浦委員、沖田委員、柳楽委員、飛野委員、
岡本委員、芦谷委員、道下委員、澁谷委員、牛尾委員

〔議長団〕 川神議長、佐々木副議長

〔委員外議員〕 西川議員、西村議員

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 古森局長、下間次長、近重書記

議 題

1 令和3年3月浜田市議会定例会議について

(1) 令和3年3月浜田市議会定例会議の追加付議事件等及び付託案について

資料 1-1、1-2

(2) 議会提出議案について

資料 1-3

ア 浜田市議会会議規則の一部改正について

イ 浜田市議会委員会条例の一部改正について

ウ 浜田市議会基本条例の一部改正について

(3) その他

2 請願者等の意見陳述について

3 陳情審査について

(1) 陳情第193号 陳情の推進に関する陳情について

資料 2

4 自由討議要領案の検討について

資料 3

5 予算決算委員会の在り方について

資料 4

6 その他

資料 5

令和 3 年 3 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（2 件）

〔補正予算 2 件〕

議案第 45 号 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 12 号）

議案第 46 号 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 1 号）

追加提案議案 概要説明資料
(令和 3 年 3 月 3 日追加提案予定)

議案第 45 号

○ 令和 2 年度浜田市一般会計補正予算（第 12 号）

(1) 編成概要

新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費に加え、令和 3 年 1 月の積雪により被災した農業用施設の復旧に係る事業費等について調整を行うものです。

(2) 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計 (第 12 号)	46, 157, 388	21, 526	46, 178, 914

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費の調整
 - 新型コロナウイルス感染者等が自宅待機時に買い物代行を利用した費用に対する助成
 - 小中学校における新型コロナウイルス感染症対策経費
- ② 令和 3 年 1 月の積雪により被災した農業用施設の復旧に係る事業費の調整
 - 被災した農業用ハウスの撤去費及び復旧費に対する助成
- ③ 繰越明許費
 - 被災農業用施設等復旧支援事業
 - 新型コロナウイルス感染症対策事業（小中学校における新型コロナウイルス感染症対策）
- ④ 債務負担行為
 - U・I ターン者等PCR検査費補助金
 - 中小企業者等特別応援給付金

議案第 46 号

○ 令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 1 号）

(1) 編成概要

新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費に加え、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費等について調整を行うものです。

(2) 予算規模

(単位：千円)

会 計 名	補正前の額	補 正 額	計
一 般 会 計 (第 1 号)	37,230,000	692,646	37,922,646

(3) 補正事項

主な補正事項は次のとおりです。

① 新型コロナウイルス感染症対策として追加で取り組む事業費の調整

○U・I ターン者等PCR検査費助成事業

○新型コロナウイルス感染症対策事業

・まちづくりセンター、文化施設及びスポーツ施設の水道蛇口をレバー式に交換

・庁舎設置用体温検知器の購入及び新型コロナウイルス感染者等が自宅待機時に買い物代行を利用した費用に対する助成

○新型コロナウイルス感染症対策生活困窮者支援事業

○新型コロナウイルス感染症対策関連経営支援事業

・売上が減少した中小企業者等に対し特別応援給付金の支給を行うとともに、事業者向けの支援相談窓口の設置延長

○学校支援員配置事業

② 新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の調整

○新型コロナウイルスワクチン接種事業

③ 補助事業の決定に伴う年度間調整（令和 3 年度→令和 2 年度）

○新型コロナウイルス感染症対策事業（学校保健費）

令和3年3月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【付託件数内訳】

予算決算委員会 2件

市長提出議案等（議案2件）

議案等番号	件名	付託先等
議案第45号	令和2年度浜田市一般会計補正予算（第12号）	予算決算委員会
議案第46号	令和3年度浜田市一般会計補正予算（第1号）	予算決算委員会

全議M1第10号
令和3年2月12日

市議会議長各位

全国市議会議長会
会長 野尻哲雄

標準市議会会議規則の一部改正について

去る2月3日に書面開催いたしました第222回理事会・第111回評議員会合同会議においてご了承いただきました標準市議会会議規則の一部改正について、別添のとおり通知いたします。

今回の改正は、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図ったほか、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、市議会に対する請願に係る署名押印の見直しを行ったものです。

各市議会におかれましては、改正の趣旨をご理解の上、早期の市議会会議規則の改正について適切にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、今回の欠席事由に係る改正は、平成27年の改正により本会議及び委員会の欠席事由として「出産」が明文化されたこと等を踏まえて行われたものであることに鑑み、会議規則において「出産」を欠席事由として明文化されていない市議会におかれましては、今回の標準市議会会議規則の改正を機に、その明文化について改めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、欠席事由に係る会議規則の改正に止まらず、議員活動と家庭生活との両立支援など住民が議員活動をしやすい環境づくりは、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促す環境整備の一環として重要なことだと存じます。

いくつかの市議会では、女性模擬議会の開催やハラスメント防止研修などに取り組まれているところですが、各市議会におかれましては、それぞれの市の実情を踏まえ、男女を問わず議員活動をしやすい環境づくりへの取組について、適切な配慮をいただきますようお願い申し上げます。

本会といたしましても、引き続き、このような取組に対する地方財政措置の拡充を要望して参ります。

全国市議会議長会

企画議事部 本橋・篠田・内田

TEL : 03 - 3262 - 2303

FAX : 03 - 3263 - 5751

標準市議会会議規則の改正について（欠席の届出関係）

改正の理由

令和2年12月25日、「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、地方議会議員の本会議や委員会への欠席事由として標準会議規則において明文化されている出産について、産前・産後の期間にも配慮した規定とするよう、政府から本会ははじめ三議長会に要請することとされた。併せて、育児や介護等についても、欠席事由として同規則への明文化を要請することとされた。12月23日には、担当大臣はじめ政府与党から本会の会長に要請がなされた。

それ以前にも、「第32次地方制度調査会の答申（令和2年6月）や「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書」（令和2年9月）において、女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、標準会議規則に出産、育児、介護等を明文化すべきとの指摘がなされていたところである。

本会ではこれまでも、女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進することが議員のなり手の確保にもつながるとの観点から、政府において必要な環境整備等を図ることを求めてきた経緯がある。基本計画の記載は、本会要望の趣旨と軌を一にするものであり、政府与党からの要請を受け止め、これに沿った対応を図ることが適当である。

このような基本的考え方に立って、標準市議会会議規則第2条及び第91条を以下のとおり改正する。

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>

改正の考え方について

1. 女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、すでに規定されている「出産」に加え、「育児」「看護」「介護」及び「配偶者の出産補助」を具体的に例示として明文化するものである。

「看護」「介護」等については、高齢化と世帯の縮小が進む中、男女、年齢を問わず必要となる事由と考える。

出産については、医学的な知見を踏まえ、出産に伴う欠席期間の範囲を明文化することが適当と考えられ*、この点において他の欠席事由とは異なる事情を有することに鑑み、これまで通り第2項に規定することとする。

*産前産後の期間における母体の健康維持・回復に必要な期間について、配慮する必要。
(厚生省「母性保護に係る専門家会議報告書」(平成8年10月)参照)

なお、「配偶者の出産補助」については、「看護」「介護」に準じる事由と理解できること、加えて、令和2年12月15日閣議決定の「全世代型社会保障の方針」において、妻の出産直後の育児休業の取得を促進する新たな枠組みを導入するとされ、令和3年の通常国会に必要な法案の提出を図るとされていることなどを踏まえたものである。

2. 上記の改正に併せて、規定の整備を行う。現行標準会議規則では、「出産」以外の具体の欠席事由を明文化せず、本会議や委員会に出席できない事由を一括して「事故」と総称してきたが、法令上の「事故」*概念と一般社会における「事故」概念に隔たりがあり、「事故」という言葉の使用に違和感があるという意見も多い。

このため、参議院規則や他の議長会の標準会議規則との整合性にも配慮しつつ一般的に欠席がやむを得ないと想定し得る代表的な事由として、「公務」「疾病」を例示するとともに、「事故」を「その他のやむを得ない事由」に改める。

*使用例として、地方自治法第106条では、議長の職務遂行が困難な事由を「事故」としている。

参考 標準都道府県議会会議規則(令和3年1月27日改正)

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

参考 衆議院規則

第185条 議員が事故のため出席できなかったときは、その理由を附し欠席届を議長に提出しなければならない。

- 2 議員が出産のため議院に出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に提出することができる。

参考 参議院規則

第187条 第1項 略

- 2 公務、疾病、出産その他一時的な事故によって議院に出席することができないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出しなければならない。

改正後の運用等について

1. 欠席事由等について

- (1) 「公務」については、議会の開会中、会議を欠席しても、議員派遣（地方自治法第100条第13項）や委員派遣（標準市議会会議規則第106条）、広域連合や一部事務組合の議会への出席、議会代表としての正副議長による会議等への出席などが必要とされる事態を想定している。

具体的にどのような事態がこれに該当するかについては、本会議や委員会より優先せざるを得ない状況か否かを事案ごとに判断することになる。

なお、議員派遣・委員派遣の議決により欠席届の提出を不要と解せるため、「公務」を加えることは必要ないという意見もあったが、議員派遣・委員派遣の手續と欠席届の手續は別目的のものであること、参議院規則でも議員派遣・委員派遣を含む「公務」を欠席事由として設けており、規則上、「公務」による欠席届を提出しなければならないとされていることから定めたものである。
- (2) 「疾病」については、病気による欠席のほか、怪我による欠席も含まれると解している。なお、同様の規定を設けている参議院規則においては、怪我の場合も疾病としての欠席届を受理する解釈・運用がなされている。
- (3) 「育児」「看護」「介護」については、主として議員の家族に対する「育児」「看護」「介護」の必要性が生じた場合を想定しているが、家族関係や居住形態の多様化により、地域ごとにその考えが異なる場合も予想されるため、必ずしも家族だけに限定せず、その範囲は地域の実情を踏まえて判断することが適当である。

実際に欠席届があった場合、その欠席事由がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先するものか、各地方公共団体の職員に対する規則なども参考に、具体の事例に即して、個別に判断されることになる。
- (4) 「疾病」「育児」「看護」「介護」を通じて、それぞれを欠席事由とする場合の欠席日数についても、対象者の状態により異なるため、それぞれの事由に対する欠席期間を一律に提示することが困難である。

事由が生じた都度、議長等が既定の手續に従い、その欠席日数がやむを得ないものとして議員の会議出席義務に優先して必要とされるか、具体の事例に即して個別に判断されることになる。この点については、(3)と同様である。
- (5) 「配偶者の出産補助」については、議員の配偶者が出産する際の入退院、出産等の付添などにより欠席する場合を想定している。
- (6) 「その他のやむを得ない事由」については、上記の事由以外で欠席する場合であるが、どのような事由が「やむを得ない事由」に該当するかは、過去の市議会における事例などを参考に、各市議会が個別に判断することになる。

なお、今回の改正は、女性はじめ多様な人材の議会への参画を促す環境整備の観点から行ったものであり、「忌引き」や「災害」は例示として挙げていないが、各市の実状に応じてこれらを例示として規定することは差し支えないものと考えられる。
- (7) 欠席に関する届出の方法や書類（ex 医師の診断書など）添付の必要性、「育児」「看護」「介護」を欠席事由とする場合の対象者や欠席期間についての考え方など、欠席に関する具体的な手續において必要となる事項については、これらに係る法律（育児・介護休業法）や各地方公共団体の職員に対する規則などを参考に、各市議会において要綱や規程の制定で対応することが考えられる。

また、欠席届の提出時期については、出産については、予定日があらかじめ判明することから、「あらかじめ」と規定したものであるが、その他の事由についても事由の内容や状況により、あらかじめ判明する場合もあることから、「あらかじめ」という規定がないことをもって事前の提出ができないとする趣旨ではない。従来からの運用に基づいて対応することになる。

2. 産前産後の欠席期間の運用について

会議規則第2条第2項の規定は、出産を予定している女性議員が、出産のために欠席するとき、産前6週、産後8週を欠席期間の上限として設けたものであるため、本人の意思によりこの期間未満の範囲を定めて欠席することも可能と解する。

また、議員の住民代表としての職責を考慮し、議員の意思による産前産後の会議への出席を可能とするため、産前産後の期間を連続して取得する場合だけでなく、分割して取得することも可能と解する。

産前6週産後8週の欠席期間については、医学的な知見を踏まえ、母体の健康維持・回復に必要な期間として設けたものである。

具体的な運用については、例えば、出産が予定日より遅れ、産前の欠席期間の6週間を超えた場合は、再度、欠席届を提出し当該超えた期間についても産前休暇として扱うことができると考える。しかし、出産が予定日より早く、例えば5週間で出産した場合、残りの1週間を産後の8週間に繰り越す(合計で産後9週間)ことはできないと考える。

標準市議会会議規則の考えは以上であるが、各市議会の判断で、例えば当該市の職員に対する該当規則に準じて産前産後とも8週とすることが、必ずしも否定される訳ではないと考える。

なお、欠席の届出方法や医師の診断書添付の要不要など具体的な手続等については、各市議会において、要綱や規程であらかじめ定めておくことが望ましいと考えており、本会としても今後、これらの制定状況に関する調査の実施を予定している。

3. 欠席期間中の議員活動について

いずれの欠席事由にせよ、欠席期間中の行為が、それぞれの欠席事由の趣旨に照らし、市民の議会に対する批判を招き、また、議会に対する信頼を損なうことがあってはならない。

とりわけ、長期に及ぶ産前産後の欠席期間を設ける趣旨は、女性議員が安心して出産し、産後の健康を母子ともに保持できる環境を整備することにある。したがって、産前産後の欠席期間中の議員活動やその他の行為は、その趣旨に沿ったものであることが求められる。例えば、本会議を欠席する一方、現地視察、所属政党の会議や後援会活動への参加、街頭演説などを行うことは、欠席に係る制度の必要性や信頼性を損ねることにつながりかねないため、欠席期間中の活動や行為については、その必要性等を十分吟味するとともに市民の批判を招くものとならないか深慮して慎重に対処する必要がある。

4. 産前産後の欠席期間中の議員報酬について

議員の報酬の額及びその支給方法は、条例で定めることになっている(地方自治法第203条第4項)。今回の規則改正とその運用に伴い、既に長期欠席議員の報酬減額条例を制定している市議会などにおいては、出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象に追加するか否かについて、議論が提起される可能性があることに留意する必要がある。

なお、既に出産に伴う長期欠席を議員報酬の減額対象から除外している市議会もあるため、本会としても今後、これに関する詳細な調査を行うことにしている。

全国市議会議長会会長 野尻 哲雄 様

地方議会における女性の活躍促進について

活力ある地域の創造に向け、リーダーシップを発揮して御尽力されている市議会議員の皆様へ、心からの敬意と感謝を申し上げます。

女性は我が国の人口の 51.3%、有権者の 51.7%を占めており、政治に民意を反映させ、全ての人暮らしやすい地域を作っていくためには、地方議会における女性の参画拡大が重要です。

昨年 12 月 25 日に閣議決定された「第 5 次男女共同参画基本計画」においては、政府が、政党をはじめ国会や地方公共団体、地方六団体等と連携することにより全体として達成することが期待される目標数値として、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を 2025 年までに 35%とすることが新たに掲げられました。しかしながら、候補者や地方議会議員に占める女性の割合は、依然として低い状況にあります。

つきましては、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、女性の地方議会議員のネットワーク形成について積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、平成 27 年の要請により、全国市議会議長会の標準会議規則に出産が欠席事由として明文化され、各地方議会での会議規則の整備が進んできましたが、全ての市区議会において対応が行われるよう御検討をお願い申し上げます。

さらに、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や、育児・介護等の欠席事由としての会議規則への明文化が促進されるよう、標準会議規則の改正を御検討いただきますようお願い申し上げます。

さらに、地方議会において、ハラスメント防止に関する研修の実施等が促進されるよう御検討をお願い申し上げます。

今後とも、地方と国とが連携し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律を踏まえ、取組を推進してまいりたいと存じます。

令和 3 年 1 月

女性活躍担当大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

徳本 聖子

標準市議会会議規則の改正について（請願書への押印関係）

改正の理由

デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、特段の合理的な理由がある場合を除き、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても、議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である。

この様な観点から、標準市議会会議規則の見直しを行い、請願者に対し提出時に求めている署名押印を署名又は記名押印に改める改正を行う。また、これに併せて、請願者が法人の場合の条文について、規定の整備を行う。

新旧対照表

新	旧
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>

改正の考え方について

標準市議会会議規則第139条第2項では、従来から請願紹介議員に署名又は記名押印を求めていること、また、標準都道府県議会会議規則では、従来から請願紹介議員及び請願者に対して署名又は記名押印を求めていることを踏まえた改正である。

加えて、身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことも、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととした理由である。

参考 標準都道府県議会会議規則

第88条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 省略

参考 衆議院規則

第171条 請願書には、請願者の住所氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）を記載しなければならない。

第173条 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

*衆議院ホームページで、「請願者の住所氏名を記載してください。氏名は自筆によることが原則です。印刷された文字などによる場合や複写されている場合は押印が必要です。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

参考 参議院規則

第162条 請願書は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載したものでなければならない。

*参議院ホームページで、「請願者の氏名は自署によることが原則ですが、ワープロやゴム印などによる場合や複写されている場合は押印（拇印は不可）があれば署名と同様に扱います。

（中略）団体については、法人に限り、総代名義により請願書を提出することができます。

この場合は、当該法人の名称及び代表者の役職名・氏名を明記の上、代表者の役職名印を押印してください。」と掲載し、事実上、署名又は記名押印を求めている。

改正後の運用等について

標準市議会会議規則の改正後、押印を必要としている各種書式（標準市議会書式例）についても検討を行い、改正の手続を行う。なお、これに関する検討会の開催は行わず、議会関係三団体（本会、全国都道府県議長会及び全国町村議会議長会）の担当者による協議等での対応とする。

発議第 号

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則について

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

浜田市議会会議規則の一部を改正する規則

浜田市議会会議規則（平成 17 年浜田市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新規・提案規則概要説明資料

担当部名称 議会運営委員会

1	区 分	改正	規則
2	題 名	浜田市議会会議規則の一部を改正する規則	
3	目的・理由	女性をはじめとする多様な人材の市議会への参加を促進する環境整備及び住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消を図るため、所要の改正を行う。	
4	概 要	1 欠席の届出関係の変更（第2条関係） (1) 欠席事由の変更 (2) 出産について産前・産後期間の追加	
5	施行期日等	公布の日	
6	備 考	特になし	

発議第 号

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案条例説明資料

担当部名称 議会運営委員会

1	議案番号	発議第 号
2	題名	浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	女性をはじめとする多様な人材の市議会への参加を促進する環境整備及び住民が議員として活動するに当たっての制約要因の解消を図るため、所要の改正を行う。
4	概要	1 欠席の届出関係の変更（第14条関係） (1) 欠席事由の変更 (2) 出産について産前・産後期間の追加
5	施行期日等	公布の日
6	備考	特になし

発議第 号

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例について

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議案を提出する。

令和 3 年 3 月 17 日 提出

議会運営委員会

委員長 笹 田 卓

浜田市議会基本条例の一部を改正する条例

浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 6 議会は、多様な人材の議会への参画を促進するため、議会活動と育児及び介護等の両立が可能となるよう環境整備等に努めなければならない。

第 21 条に次の 1 項を加える。

- 5 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、委員会における審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。

第 24 条第 2 項中「第 109 条第 7 項」を「第 109 条第 6 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	発議第 号
2	題名	浜田市議会基本条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	<p>女性をはじめとする多様な人材の市議会への参加を促進する環境整備を図る。</p> <p>また、議会への市民参加を図るため、請願及び陳情を委員会で審査する際に、提出者から趣旨説明当を行う請願者等の意見陳述の場を設けることに伴い、所要の改正を行うものです。</p>
4	概要	<p>1 議会の活動原則に係る追加項目（第3条関係） 議会は、多様な人材の議会への参画を促進するため、議会活動と育児及び介護等の両立が可能となるよう環境整備等に努めなければならない。</p> <p>2 市民と議会との関係にかかる追加項目（第21条関係） 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、委員会における審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。</p> <p>3 その他規定の整理（第24条関係）</p>
5	施行期日等	公布の日

現行	改正後（案）
<p>（議会の活動原則）</p> <p>第 3 条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（市民と議会との関係）</p> <p>第 21 条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（議員定数及び議員報酬）</p> <p>第 24 条 〔略〕</p> <p>2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項又は第 112 条第 1 項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p>	<p>（議会の活動原則）</p> <p>第 3 条 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p><u>6 議会は、多様な人材の議会への参画を促進するため、議会活動と育児及び介護等の両立が可能となるよう環境整備等に努めなければならない。</u></p> <p>（市民と議会との関係）</p> <p>第 21 条 〔略〕</p> <p>2～4 〔略〕</p> <p><u>5 議会は、請願又は陳情について、その趣旨を的確に把握し、委員会における審査の充実を図るため、請願者又は陳情者が説明又は意見陳述をすることができる機会を設けるものとする。</u></p> <p>（議員定数及び議員報酬）</p> <p>第 24 条 〔略〕</p> <p>2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項又は第 112 条第 1 項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。</p>

陳情番号	193
付託先委員会	議会運営委員会
審査結果	

令和3年 2月12日

浜田市議会議長 様

住 所 浜田市日脚町184番地1

氏 名 森谷公昭



陳情の推進

関する
に~~ついて~~の陳情

- 1 陳情の趣旨（陳情により市の行政等に求めることを簡潔に記入してください。）

別紙

- 2 陳情の理由・背景

（趣旨に記載した事項を要望するに至った理由などを簡潔に記入してください。）

欄が足りない場合は、別紙・次葉をつけて頂いたもかまいません。）

別紙

送達



- 3 意見陳述の希望 有 無 （〇をつけてください）

（「陳述に関する確認事項」に違反した場合は、

委員長の判断で「陳述中止」になることがあります。）

要旨

陳情に参加しやすくないものか？

内容

議会報告会も市民の声を聴くのに一定の成果がある。

また、陳情も市民の声を確実に聞くことができ、市民にとっても議会で議論してもらえ、結論が出る。

どちらも一定の効果が見込めるが、陳情の利用は少ない。

陳情は、理論上はゼロ歳児でも可能であり、トランプでも可能である。

様式のハードルを下げて少なくとも小学生なら陳情可能なレベルで決めてほしい。

障がい者に配慮しながらも、記入提出段階での配慮は無いのが残念だ。

自由討議要領案の検討について

1 浜田市議会基本条例関係規定抜粋

(自由討議による合意形成等)

第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情（以下「議案等」という。）を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

2 参考資料

(出展：早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査部会
議会改革度調査 2016 議員間討議の導入と運用 から抜粋)

(議員間討議の意義)

■ 議会が持つ最大の権限は『議決権』。議員は住民の代表であり、執行部が執行する事務は議会が決めている。そのため、「何故そのように決定したのか」を住民へ説明する責任は議会にこそある。決定に至るプロセス（どのような意見が出て、どのように決定に至ったのか）が重要。

■ 議会は『熟議』を通して住民のためによりよい結論を出すことが求められる。そのためには、執行部への質問や質疑だけでなく、また、賛成や反対の一方的な主張だけに終始するのではなく、議員同士が十分に討議を行い、争点や論点を明確にしたうえで、合意形成を図る必要がある。

3 浜田市議会自由討議実施要領（案）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 11 条に規定する自由討議の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的及び場）

第 2 条 自由討議は、問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間及び委員間の理解を深めることともに、議員の政策立案等に係る議会としての説明責任を果たすことを目的とする。

2 自由討議の場は、本会議、委員会、浜田市議会会議規則（平成 17 年 11 月 17 日議会規則第 1 号）第 107 条に規定する協議等の場（以下「本会議等」という。）において実施できるものとする。

（議題）

第 3 条 自由討議の議題は、議員又は市長から提案された議案及び市民から提出された請願又は陳情とする。

2 議長、委員長又は会長（以下「議長等」という。）は、前項の議題の他にあらかじめ会議に諮り自由討議に付すべき重要な課題を決定することができるものとする。

（開始）

第 4 条 自由討議は、本会議等においては、議長等、委員又は議員の発議又は議員の動議により開始する。

2 前項の場合において、自由討議を発議する場合は、当該自由討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 前条第 1 項における自由討議は、採決の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(発言者等)

第 5 条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関及びその職員は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合及び許可を得た場合は、この限りでない。

(発言の禁止)

第 6 条 議長等は、委員又は議員の発言が不適切又は不穏当と判断した時は、発言について注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(自由討議時間等)

第 7 条 自由討議は簡潔に行うこととし、議長等は必要があると認めたときは時間や回数等に制限等を加えることができる。

(記録及び会議の公開)

第 8 条 自由討議の記録及び会議の公開については、本会議又は委員会、全員協議会の記録及び会議の公開の取扱いの規定に準じる。

(その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

議会改革度調査2016

議員間討議の導入と運用

議会は熟議をして物ごとを決める場所ですが、議員同士の討議を行わない議会は少なくありません。論点や争点を明確にし、よりよい合意形成を行うためには、どのような討議のあり方が必要でしょうか。議員間討議の導入と運用の現状から考えます。



早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革調査部会

議員間討議の意義

早稲田大学マニフェスト研究所では、議員間討議を導入することについて、次の理由から重視しています。

■議会が持つ最大の権限は『**議決権**』。議員は住民の代表であり、執行部が執行する事務は議会が決めている。

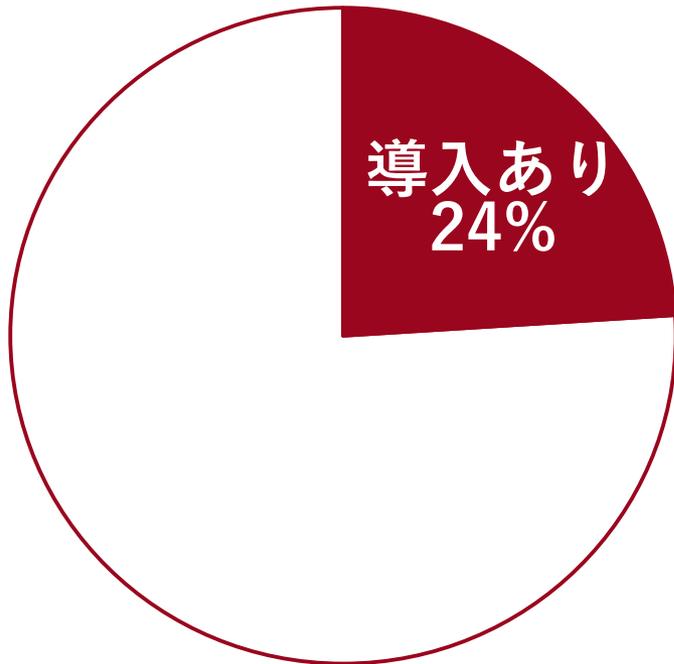
そのため、「何故そのように決定したのか」を住民へ説明する責任は議会にこそある。**決定に至るプロセス**（どのような意見が出て、どのように決定に至ったのか）が重要。

■議会は『**熟議**』を通して住民のためによりよい結論を出すことが求められる。そのためには、執行部への質問や質疑だけでなく、また、賛成や反対の一方的な主張だけに終始するのではなく、**議員同士が十分に討議**を行い、**争点や論点を明確**にしたうえで、合意形成を図る必要がある。

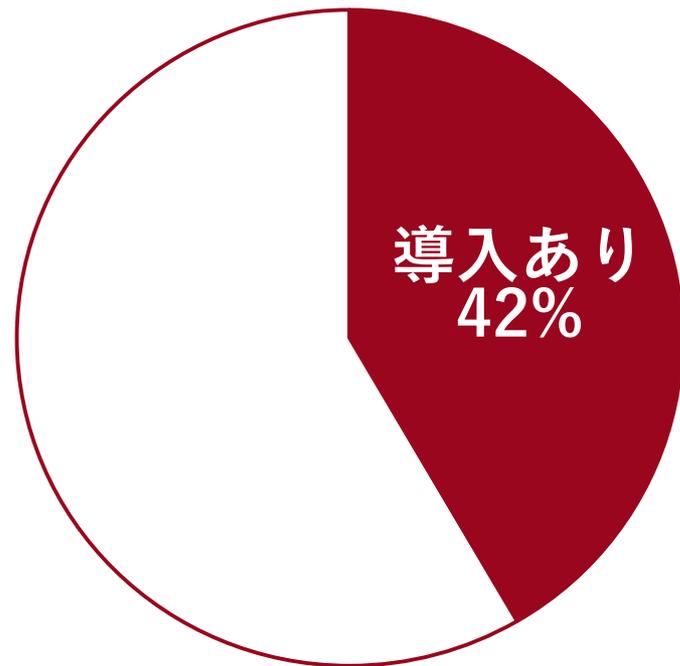
議員間討議の導入状況

委員会での議員間討議を導入している議会は41%である一方、本会議での導入は24%に留まっている。

《本会議》 n=1327



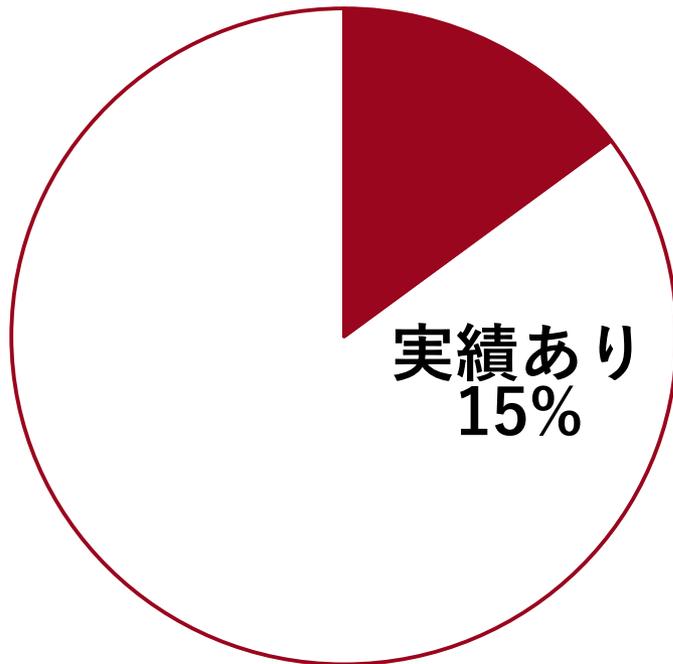
《委員会》 n=1327



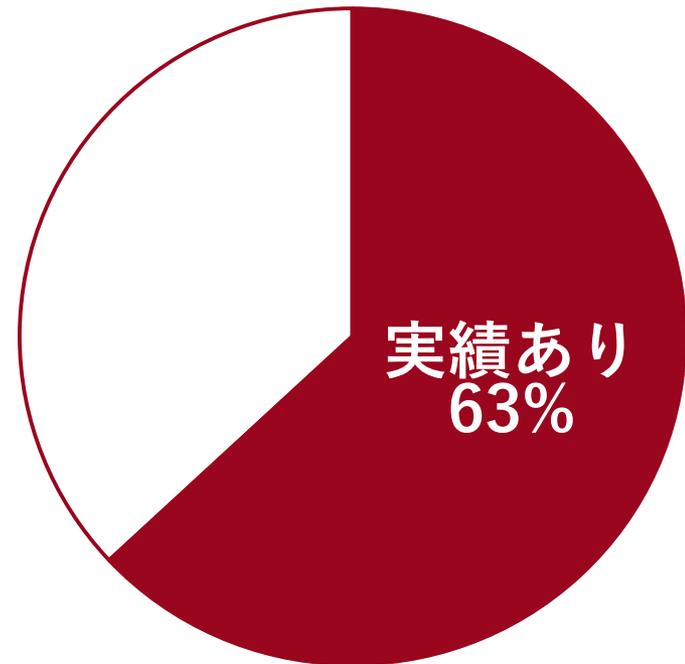
議員間討議の実施状況

議員間討議を導入しているものの、実績のない議会も多い。

議員間討議導入している議会 (n=324)
のうち実施実績のある議会
《本会議》

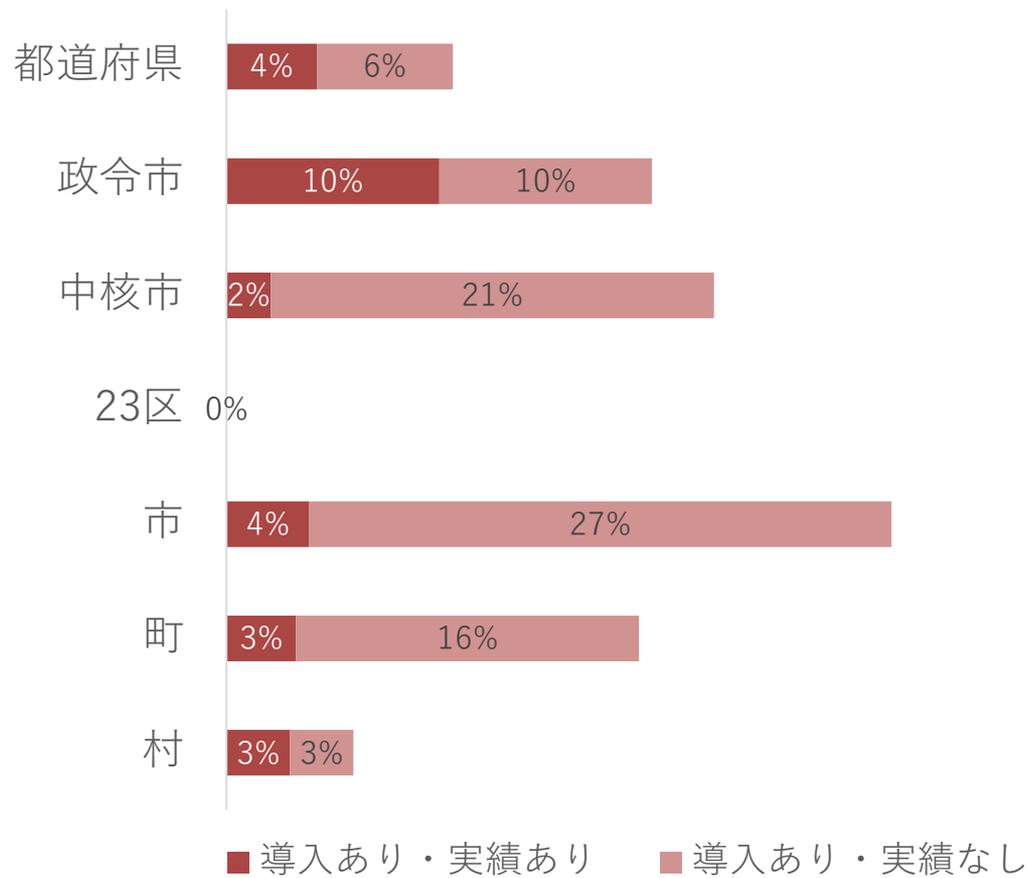


議員間討議導入している議会 (n=552)
のうち実施実績のある議会
《委員会》



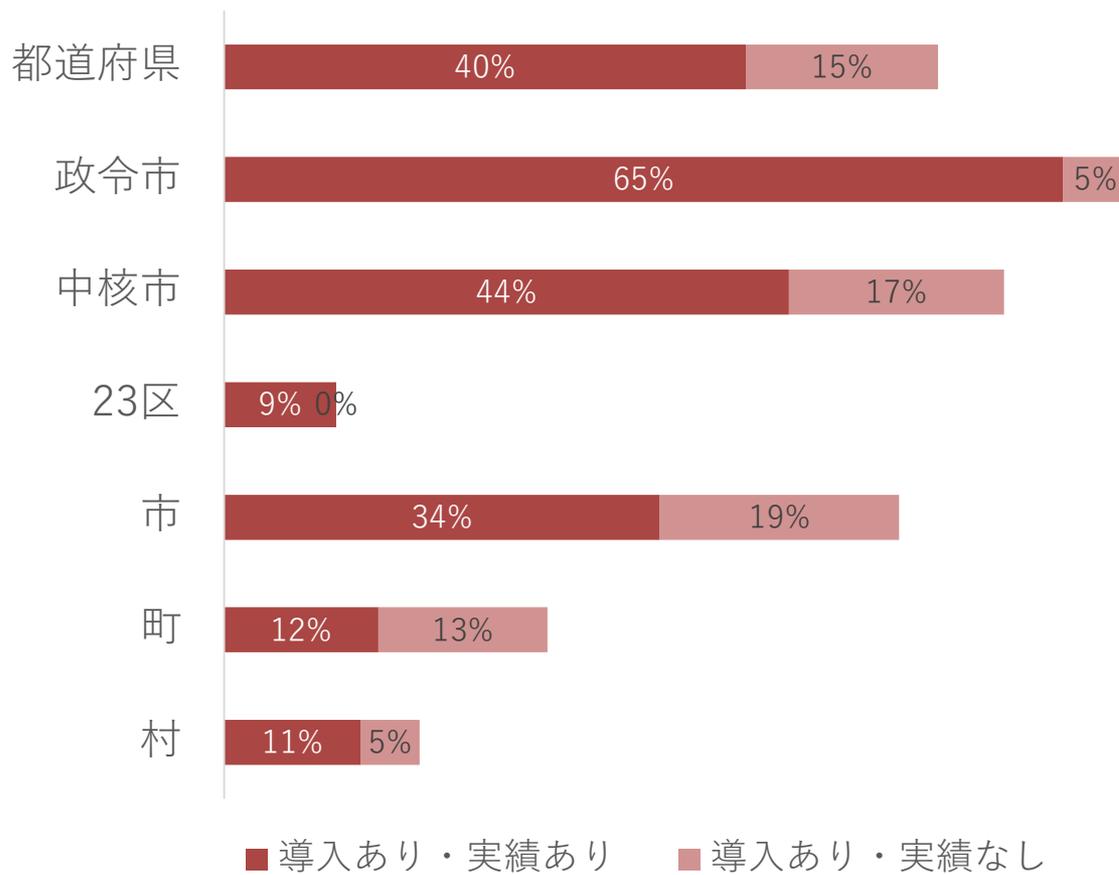
自治体区分別 導入・実施状況<本会議>

「導入あり・実績あり」の割合は政令市が一番高く、10%。
東京23区は一番低く、0%。



自治体区分別 導入・実施状況<委員会>

「導入あり・実績あり」の割合は政令市が一番高く、65%。
東京23区が一番低く、9%。



議員間討議の実施根拠

- ・ 議員間討議を導入している312議会のうち、240議会(77%)が「**議会基本条例**」で規定していると回答した。 ※自由記述に記載した議会
- ・ 「**会議規則**」や「**実施要項**」で詳細な内容を定めている議会もある。
- ・ その他、「**申し合わせ**」としている議会や「**何も規定していない**」議会もある。

議会基本条例での規定例

鳥取県議会

(政策立案及び政策提言)

第5条 議会は、議員提案による条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策立案及び知事等に対する政策提言を積極的に行うものとする。

2 議会は、議員提案による条例を制定しようとするときは、**議員相互で十分に討議し、合意形成を図る**とともに、その内容に関し知事等の意見を聴取するよう努めるものとする。

(議員相互の討議)

第6条 議員は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）において、**積極的に議員相互の討議に努める**ものとする。

(議員間討議及び意見集約)

第27条 議員は、あらゆる会議において、自らの意見、考えを丁寧に述べるとともに、他の意見に対しても真摯に耳を傾け、**議員間での討議を尽くさなければならない。**

2 議長、委員長等は、**議員間での討議を中心に会議を運営**し、その結果を市政に反映させられるよう意見集約に努めるものとする。

(政策提言等)

第28条 議会は、**議員間討議を尽くし**、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

三重県 四日市市議会

会議規則での規定例

福島県 会津若松市議会

議員間討議)

第46条 議長は、委員長報告等に対する質疑の終結後、又は委員会の付託を省略したときは質疑の終結後、議員間討議に付する。

(修正案)

第47条 議長は、修正案の提出があるときは、前条の議員間討議の終結後、修正案の説明をさせる。

2 議員は、修正案の説明が終わったとき、原案又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対し、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第48条 議長は、第46条に規定する議員間討議が終わったとき、又は前条第2項の修正案に対する質疑が終わったときは、討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員間討議)

第112条の2 委員会は、必要に応じて、委員間討議を行うことができる。

2 委員間討議は、質疑終了後に行う。

(質疑、委員間討議又は討論の終結)

第115条 質疑、委員間討議又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑、委員間討議又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑、委員間討議又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑、委員間討議又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いなくて会議にはかって決める。

会議規則での規定例

茨城県 矢祭町議会

(委員の発言)

第67条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

埼玉県 嵐山町議会

(自由討議)

第51条の2 質疑終結後、議長が必要であると認めたとき又は動議があったときは、会議に諮って自由討議を行うことができる。

(質疑、自由討議又は討論の終結)

第59条 質疑、自由討議又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑、自由討議又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑、自由討議又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑、自由討議又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いずに会議に諮って決める。

実施要項での規定例

北海道 富良野市議会

(趣 旨)

第1条 この要綱は、富良野市議会基本条例（平成26年富良野市条例第37号）第13条第1項の規定に基づき実施する自由討議について必要な事項を定める。

(範 囲)

第2条 自由討議は、本会議、常任委員会、特別委員会等で行う。ただし、本会議で行うことが困難と判断された場合は、別途、自由討議の場を設ける。

(開催の申出)

第3条 自由討議を実施しようとする議員(以下「提案者」という。)は、会派または1人以上の議員の賛同をもって、案件を付し議長に申し出る。

(実施及び時期)

第4条 議長は、申し出のあった案件を議会運営委員会に諮り、自由討議の実施の可否及び実施の時期を決定する。

(運 営)

第5条 自由討議は、第3条の申し出をした議員が運営する。

- 2 自由討議の時間は、概ね1日間とする。
- 3 自由討議の運営にあたっては、結論又は決定を求めない。
- 4 自由討議の記録は、作成しない

実施要項での規定例

岩手県 滝沢市議会

(開始)

第3条 自由討議は、本会議において議長の発議又は議員の動議により、委員会において委員長が発議又は委員の動議により開始する。

2 前項の場合において、自由討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 自由討議は、質疑のあと討論の前に行うものとし、自由討議後の質疑は行わないものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

4 議長等は、自由討議を実施する場合において、市長及び執行機関の長並びに説明員(以下「市長等」という。)の本会議又は委員会への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。

(発言者等)

第4条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧に述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 市長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合及び議長等から許可を得た場合は、この限りでない。

(討議時間等)

第5条 自由討議の討議時間は、30分以内とするものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

2 発言の回数は、同一の議員等につき、同一の議題について3回を超えることができないものとする。ただし、特に議長等の許可を得たときは、この限りでない。

実施要項での規定例

長崎県 長与町議会

(開始)

第3条 自由討議は、本会議において議長の発議又は議員の動議により、委員会において委員長が発議又は委員の動議により開始する。

2 前項の場合において、自由討議を発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。

3 自由討議は、討論の前までに行うものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

4 議長等は、自由討議を実施する場合において、町長及び執行機関の長並びに説明員(以下「町長等」という。)の本会議又は委員会への出席要請は必要最小限にとどめるものとする。

(発言者等)

第4条 発言者は、議長等が指名するものとする。

2 発言者は、自らの意見や考えを積極的かつ丁寧述べるとともに他の議員又は委員の意見に対しても真摯に耳を傾け、討議を尽くして論点を明確にし、最適な結論を導き出すよう努めるものとする。

3 町長等は、発言に加わらないものとする。ただし、議長等から発言を求められた場合及び議長等から許可を得た場合は、この限りでない。

(討議時間等)

第5条 自由討議の討議時間は、概ね30分以内とするものとする。ただし、議長等が必要と認める場合は、この限りでない。

2 発言の回数は、同一の議員等につき、同一の議題について3回を超えることができないものとする。ただし、特に議長等の許可を得たときは、この限りでない。

規定を設けていない議会例

愛媛県議会

議会基本条例はあるものの、議員間討議に関する規定はない。議員間討議を規定しているその他条例や規則、要綱等はないが、質疑途中で委員間で意見が相違する事項や県政の重要課題等、委員間で討議し議論を深める必要がある場合、委員の要請に基づき委員長の判断により討議を実施。

(実施例)

A委員「・・・（質問あるいは意見）」

B委員「委員長、ただ今のA委員のご発言に対し、意見（質問）がありますので、議員間討議の許可をいただきたいと思います。」

委員長「A、B両議員の議員間討議を許可します。」

B委員「ただ今のA委員のご発言についてですが、・・・」

A委員「それにつきましては、・・・」

（以下、議員間で討議）

委員長「議員間討議を終了してください。それでは質疑を続けます。」

規定を設けていない議会例

愛知県 大府市議会

- 議会基本条例の制定はしておらず、議員間討議を規定している条例や規則、要綱等もない。
- 議員間討議は主に委員会行政視察後の委員間の意見交換として実施。

東京都 瑞穂町議会

- 議会基本条例の制定はしておらず、議員間討議を規定している条例や規則、要綱等もない。
- 決算特別委員会で執行部側への質疑の後に、総務産業建設委員会・厚生文教委員会に分かれ、それぞれの所管する事務事項等に関する問題点や課題を抽出し、議員間で討議を実施。結果を議場にて報告した。

討議のルール例 — 発言時間・回数 —

<p>宮城県 岩沼市議会 【時間】 制限なし 【回数】 制限なし</p>	<ul style="list-style-type: none">自由討議における議員又は委員の発言は、回数及び時間を制限しない
<p>群馬県 太田市議会 【時間】 委員長裁量 【回数】 制限なし</p>	<ul style="list-style-type: none">発言回数に制限は設けていない発言を補足するために執行者に対して確認のための質疑も認めている発議は委員長が行うが、委員によるものも認める討議の進め方及び討議時間は、委員長の裁量に委ねる
<p>東京都 八王子市議会 【時間】 制限あり 【回数】 制限なし</p>	<ul style="list-style-type: none">委員 1 人あたり10分以内発言回数の制限はなしただし、1 人が提示した 1 議題につき10分以内とする。複数の他の議員が当該事案について討議に参加したとしても、討議時間は10分となる委員間討議後、再度市側に質疑することもできる

討議のルール例 —実施の工夫—

栃木県 那須塩原市議会

- 討議を活発にするため**暫時休憩を取り、執行部が退席**してから議員間討議を実施している
- 議事録では、議員間討議の実施について簡易採決の記録を残し、暫時休憩中に行っている

東京都 町田市議会

- 議員間討議を行っていると、執行部への質疑に戻ってしまうことがよくあるため、議員間討議の中で**執行部にも質疑できるよう、質疑の中で議員間討議を設けている**
- 次第書では、「それでは質疑の途中ではありますが、これより議員会討議を行いたいと思います。ご発言があればお願いいたします」としている

大阪府 八尾市議会

- 委員長が出席している**委員全員に発言**するよう指名しており、発言者の偏りを防ぐ工夫をしている。
- この工夫により各委員が市長提出議案以外の課題についても、広く意識を持って「発言しなければならない」という意識を持つようになった。

討議のルール例 —実施の工夫—

兵庫県 西脇市議会

- 各常任委員会で**議論となったポイント**について、質疑終了後に委員長の采配により行っている。
- 特に、予算決算常任委員会においては、**委員会の質疑終了後に論点整理**を行い、**2/3以上の合意を得た場合は、執行機関への申入れ**を行っている。

兵庫県 宝塚市議会

- 自由討議は**質疑を終結させずに行い**、自由討議の中でさらに質疑が必要であれば**質疑に戻すことも可**としている。
- 自由討議後に質疑がなければ、質疑を終結し、討論、採決を行う。

大分県 中津市議会

- 一般質問終結後、**議会運営委員会を開催し、自由討議の議題（案件）を決定**する
- 本会議は、**フリートーキング**で行い**議長はコーディネーター役**を務める
- 案件を提案した議員、または推選された議員が補足説明し、自由討議を行う(**1項目あたり50分以内**)
- 本会議終了後、議会運営委員会を開催し、政策提言の決議等の有無を確認する。

討議のルール例 —実施の工夫—

北海道 芽室町議会

- 質疑・答弁は議会基本条例第12条に規定する「**7項目**」を論点として考える。
- その後「**説明に係る現状の把握と整理**」「**問題点及び課題の抽出**」「**問題の解決策立案**」について、自由討議を行うよう諮ってから進行する。

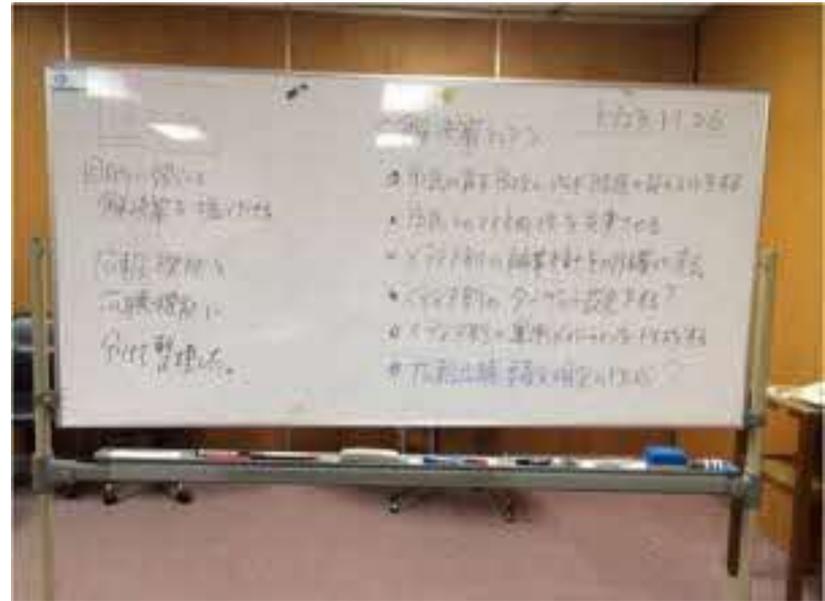
(第12条)

議会は、町長等が提案する重要な政策等の意思決定においては、その水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程を論点として審議します。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画の実行計画及び個別計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 総合計画上の実行計画及び将来にわたる政策等のコスト計算)

討議のファシリティ例

議員間討議を効果的に進めるために、ファシリティを工夫する議会もある。
『議論の見える化』をはかるために、「ホワイトボード」や「付箋」をつかい、
メリットやデメリット、共通点や着地点を見出す。



出典：政治山 「議員間討議の充実による議会力のアップ～千葉県流山市議会の改革の取り組みから～」
https://seijiyaama.jp/article/columns/w_maniken/wmk03_12.html

討議の記録公開例

兵庫県宝塚市議会では、それぞれの議案の「論点」をあらかじめ明らかにしている。委員会報告書では、「論点」とともに「自由討議」の内容を記載しホームページで公開している。

論点を明記

平成29年第3回(9月)定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名 議案第79号 宝塚市市民福祉基金条例を廃止する条例の制定について 議案第84号 宝塚市障害福祉基金条例の制定について
議案の概要 (議案第79号) 第2次宝塚市行政運営アクションプランに基づき、市民福祉基金を廃止し、障害者施策における課題解消と事業充実のための基金を新たに創設するなど、より良い施策や事業への転換を図っていくため、条例を廃止しようとするもの。 (議案第84号) 市民福祉基金条例の廃止に伴い、障害のある方を対象として支給していた市民福祉基金の財源を今後も障害者福祉施策の資金に充てるための基金を創設し、障害者が将来にわたって安心して暮らせる社会の実現に資するため、条例を制定しようとするもの。
審定(9月12日) 論 点 1 市民への説明は十分か <質疑の概要> 問1 市民福祉基金を廃止して、新たな基金を創設することだが、こうした一連の計画はどれだけの当事者に周知されているのか。 答1 障がい者への周知については、宝塚市自立支援協議会を初め、各障がい者団体を通じて廃止についての説明や代替施策についての意見交換を行った。ひとり親家庭については現時点で説明会は行っていないが、子どもの生活についてのアンケート調査を実施し、代替施策について検討した。市民福祉基金の廃止については、9月5日の日刊紙に掲載されたことで一定周知はされていると思われる。今後9月定例会で決定されれば、10月下旬を目途に受給者に市民福祉基金の廃止理由や、よりよい施策への転換についての案内を行い、相談窓口の案内も送付して、丁寧に対応していく。 問2 新聞報道で知られるというの、知られ方としては問題がある。代替施策のことは後から付いてきたので、新聞を見た人が情報として知ったのは市民福祉基金の廃止だった。障がい者団体に説明をしてきたのかもしれないが、当事者からは「廃止だけはやめてほしい」という声や「説明責任が果たされていない」という声を聞く。そういう声が届いているのか。また、市民福祉基金の廃止と代替施策について、最低、当事者の理解は得られていると判断しているのか。 答2 障がい者団体ごとの説明は確かに少しくれている。最初の説明は9月3日に行い、8日には別の団体に説明を行った。昨年度、障がい者団体に話をしたときに自立支援協議会で説明をすべきの提案を受けたので、本年5月以降、自立支

問9 自立支援協議会で本当に理解され、議論されて、どう変えていくのかという話になっていたのか。施策は早く進めてもらいたいので、基金には賛成だが、どう進んでいくのが見えてこないのか判断ができない。低所得者への対応は、これから協議してきちんと進めていってもらえるのか。就労時の欠格条項についてもそのまま、障がい者が働けることや、三障害、四障害が本当に同様に対応をとってもらえるのか。施策を進める体制は大変であり、お金がなくても社会福祉協議会にわたって終わったというようなことにならないよう、体制づくりもきちんとしてほしいが。 答9 これまで一歩が踏み出せなかったが、この機会に担当部が議論を重ね、代替施策を思い思いに提案してきている。市民に説明する中で、自分たちは置いて行かれるのではないかと三障害、四障害の方の心配の声もたくさんあった。市では障がいの種別に関係なく、等しくサービスを受けられるということを合言葉の上にしており、求められるものは障がいによって違っても構わないが、今回提案した代替施策だけでなく、今後も引き続き団体からの要望や自立支援協議会での議論を踏まえ、新たな展開も考えていかないとはいけない。低所得者にも市民福祉基金廃止によって生活への影響がないよう配慮し、個別の支援を検討するなど、体制も含めて、必要になって対応していきたい。
問10 基金はずっと積み立てていくのか、何年分の市民福祉基金を充当するのか、ほかの施策に使えないかという疑問がある。事業開始に当たり、それをどう担保していくのか。 答10 現時点で基金についての終期は決めておらず、充てる必要のある事業は限り積み立てていく。制度をどこまで充実させるのかについては、それぞれ判断すべきときが来たら判断する。市議会でも基金については予算審議によってチェックしていただけるものと考え。
自由討議 委員A 障がい者団体に説明したとの説明を受けたが、市民福祉基金は廃止してほしくないという意見が圧倒的に多く、基金についてもいろいろな意見があり、当局の案に全面的に賛成するものではなく、それぞれにいろいろな意見が出てくる。9月定例会で可決しないと計画どおり進まないということのようだが、まだこれから協議をしながら制度設計していくということであり、基金の使い道においては検討の余地があるということである。もう少し時間をかけ、当事者の意見を聞いて進めていくことが望ましいと思う。
委員D 今回5団体に説明をし、参加者が99人、障害者子職の取得者が400人余りいることから、直接話を聞いた人は6人に1人である。各団体から、当事者に説

自由討議の内容を掲載

出典：宝塚市議会ホームページ委員会の審査報告
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/gikai/katsudo/1000967.html>

提言

地方創生時代において、地方議会での議決はとても重みがある。議決を行う前に、議員同士が討議を十分につくし、合意形成を行う必要がある。また、課題や議案に対し、どのような争点や論点があり、どのような議論を経て結論に至ったのか、住民に対して説明する責任がある。

(1) 議員間で討議できる制度を導入する

賛成か反対かの主義主張をぶつけるだけでなく、よりよい結論に達するため、議員間で討議を行う場をつくる。

(2) 論点・争点を明確にする

住民にポイントがわかりやすいように、論点・争点を整理し、明示する。

(3) 効果的な討議の手法を取り入れる

議長や委員長のリーダーシップやファシリテーションのほか、各議員が効果的な話し合いの手法を学ぶことも必要。

(4) 情報源を持つ

執行部側から提案された情報だけでなく、住民との対話や現地調査、他都市の事例や専門的知見・データベースの活用、図書館司書との連携など議会独自の情報源を持つことが重要。

ご案内

調査結果に関しては、下記サイトにて随時公開していきます。

早稲田大学マニフェスト研究所 議会改革調査部会ページ

<http://www.waseda-manifesto.jp/gikaikaikaku>

※「議会改革度調査2016」は、2016年度の取り組みを対象にしています。

調査概要はサイト内にてご参照ください。

早稲田大学マニフェスト研究所
議会改革調査部会 担当：永尾、青木

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-7-12
国土施設ビル3F

Mail：mani@maniken.jp

Tel：03-6214-1315

fax：03-6214-1186

予算決算委員会の在り方への意見等の対応について

1 今後検討する事項

会派 議員名	提出意見
超党はまだ	<p>1 (9月の決算審査時) 主要施策等実績報告書に、執行部により、事業実施評価、うまくいかなかった理由、残された課題などを記述してもらおう。(業務の負荷になるが、これは執行部にとっても必要なものである)</p>
西村議員	<p>1 決算審査(9月議会)のあり方についての意見 予算決算委員会における質疑終了後、1日程度の設定で3つの常任委員会ごとに分かれて意見を集約し、その集約した意見を全体会において発表し、最終的に予算決算委員会としての附帯意見としてまとめ上げる方式を提起したい。 (現状に対する問題意識)</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 1年間の市政運営の決算審査にあたり、結果的に数百に及ぶ事業に対し何の附帯意見もつけずに「認定」とする議員が相当数存在する現状は、改善の必要アリと考える。 ▶ また、質疑終了後、すぐに議員に意見を求める(書いてもらおう)現在のやり方では、議員の理解が深まらないように感じている。 ▶ 少人数で意見が出やすい状況をつくるためにも、常任委員会単位での意見集約をスケジュールに加え、意見集約を2段階制にすることで上記2項目の弱点の強化をめざす。

2 対応決定事項

- 窓口質問を控えること
- 個人一般質問にならないこと
- 質問の重複は会派内で極力調整する（努力義務）
- 通告しなければ質疑ができない。

会派 議員名	提出意見	対応
山水海	1 窓口で聞いて理解できる予算決算案については、窓口で対応してもらうことも必要では？	3月定例会議から実施
	2 質問の件数、時間制限は難しいが、あまり多くなるものについては、各会派で調整が必要では？	3月定例会議から実施
	3 委員長より再三一般質問にならないようにと注意があるが、質疑精度については委員各位が配慮すべきでは？	3月定例会議から実施
創風会	1 窓口に行って、聞けば良いような質疑が、散見される。	3月定例会議から実施
	2 当初予算審査と決算審査では、取下げが多すぎる。	3月定例会議から実施
	3 要望が多い、質疑をして欲しい。	3月定例会議から実施
	4 一般質問になっている質疑が多い。	3月定例会議から実施
	5 質問をしなかった議員に一人一問受け付ける、という委員長の進行は丁寧すぎるのではないか。	3月定例会議から実施
未来	1 聞けば判る程度の質問は控え、長い一般質問になれば、委員長が制止する。	3月定例会議から実施
	2 もしくは、あらかじめ、議員の持ち時間を制限する。	導入見送り
公明クラブ	1 窓口で確認できる質問は行わない。 (事業内容だけ聞く)	3月定例会議から実施
西川議員	1 審議、審査する件数が多いので効率化が必要。基本的に所属する委員会の所管する予算決算について担当するものとし、所属委員会以外の案件については、1人当たりの件数を決めて行ってはどうか。(例えば、所属委員会以外の予算決算についての質疑は1人5件まで)	過去の経過を踏まえ導入見送り

浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規程（案）

さらに意見陳述の内容、
陳述者の守るべき事項等の追加を検討予定

（趣旨）

第 1 条 この告示は、浜田市議会基本条例（平成 23 年浜田市条例第 34 号）第 21 条第 5 項に規定する請願者又は陳情者（以下「請願者等」という。）の説明又は意見陳述（以下これらを「意見陳述等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（意見陳述等をすることができる者）

第 2 条 意見陳述等をするすることができる者は、請願者等のうち 1 人とする。

（意見陳述等の申出等）

第 3 条 意見陳述等をしようとする請願者等（以下「意見陳述者」という。）は、意見陳述等申出書（様式第 1 号）を議会運営委員会が別に定める期日までに、議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の申し出があったときは、意見陳述等実施通知書（様式第 2 号）により、意見陳述者に通知するものとする。

（意見陳述等を行う時期）

第 4 条 意見陳述等を行う時期は、請願又は陳情（以下「請願等」という。）の審査が行われる委員会（浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）の審査の前とする。

（意見陳述等の時間）

第 5 条 意見陳述等の時間は、請願等 1 件につき 3 分以内とする。

（意見陳述者に係る質疑）

第 6 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、意見陳述者に対して質疑をすることができる。

2 意見陳述者は、委員及び市長その他の執行機関に対して質疑をすることができない。

（費用弁償）

第 7 条 意見陳述者には、意見陳述等に係る旅費等を支給しない。

（その他）

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和 3 年〇月〇日から施行する。

年 月 日

浜田市議会議長 様

請願・陳情（代表）者

住 所

（団体名）

（ふりがな）

氏 名

連絡先

意見陳述等申出書

令和 年 月 日に提出しました請願・陳情についての意見陳述等を希望します。

1 請願・陳情名 _____

2 意見陳述等を行う人の住所・氏名・連絡先

- 上記の請願・陳情（代表）者と同じ
- 異なる場合（団体からの請願等で代表者でない場合）

様式第 2 号（第 3 条関係）

年 月 日

意見陳述者 様

浜田市議会議長



意見陳述等実施通知書

令和 年 月 日付で申し出のありました意見陳述等について、浜田市議会請願者等の意見陳述等に関する規程第 3 条第 2 項の規定により通知します。

意見陳述等を実施する請願・陳情	
委員会開催日時	
会 場	
意見陳述者	
備 考	